

東日本大震災 被災者支援制度

1. 制度目的

2011年3月の東日本大震災により被災された方の中で、学校法人中村学園の各学校に、2012年度入学を希望される皆様に対し、出来る限り就学の機会を失わないようにするため、被災の程度に応じて、入学金、授業料などを減免する制度です。

2. 対象

2011年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けられた方で2012年4月に、学校法人中村学園の各学校に入学を希望される皆様に対象とします。

- ① 自宅が全壊・焼失・流失し、建て替えを要する被害を受けられた方。
- ② 保護者(主たる収入者)が死亡または失業、もしくは自営にあっては廃業された方。
- ③ 自宅が半壊し、修繕に相当額の費用がかかる被害を受けられた方。

3. 支援内容

上記2. 対象記載の、

- ①及び②に関しては、入学金・施設費(年間)・前期授業料を免除します。
- ③に関しては、入学金・施設費(年間)を免除します。

※入学時に納入する学納金の全部または一部を免除するものです。

4. 申請期間

2011年6月18日(土)～2012年3月31日(土)

5. 申請方法と適用

AOエントリーシートまたは入学願書と併せて、次の書類を各学校まで提出してください。

- ・ 被災者支援制度利用申請書
- ・ 被害の程度を証明できる書類 (罹災証明書・住民票・写真など)

※原本をお持ちいただき、こちらでコピーをとります。

制度適用の可否については、提出された書類などを審査した後、面接を行い決定します。

面接の日時については、申請の際にお知らせします。

6. 個人情報に関して

今回お預かりする被災された皆様の個人情報については、当被災者支援制度以外の目的で使用することはありません。また、細心の注意を払い管理します。